

2 さいたま市

建設 工事	査 計・ 測 量	土 木 施 設 維 持 管 理	書 類 名	摘 要
			1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)	1 を参照
			2 さいたま市の市税納税証明書<写し可>	<p>【申請事業所にかかわらず、さいたま市内に事業所を有する場合のみ対象(個人事業主の住所がさいたま市内にある場合も含む。)]</p> <p>・申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているものに限りです。 ・市税の証明書は、北部・南部市税事務所市税の総合窓口、大宮区・浦和区を除く各区役所市税の窓口、支所又は市民の窓口で発行しています。 ・郵送での取得も可能です。 ・詳細はさいたま市ホームページをご確認ください。 https://www.city.saitama.jp/001/004/004/p007800.html</p> <p>1 法人の場合 申請日直前1年分の完納が証明できる法人市民税の納税証明書を提出してください。 さいたま市に事業所を開設してから1度も事業年度が終了していない場合は、さいたま市に提出した法人の設立(設置)変更等申告書(控)(受理印のあるもの)の写しを提出してください。 法人市民税の減免を受けている場合は、法人市民税均等割減免決定通知書の写しを提出してください。</p> <p>2 個人事業者の場合 代表者の令和4年度個人市民税・県民税の納税証明書を提出してください。 個人市民税・県民税が非課税の場合は、「令和4年度市民税・県民税所得・課税(非課税)証明書」(令和3年中の所得)を提出してください。 決算時期によっては、証明書のほかに、領収書の提出を求められる場合があります。その場合は、審査期間内に御連絡します。 新型コロナウイルス感染症等の影響により市税の徴収を猶予されている場合は、徴収(換価の)猶予承認通知書の写しとその申請書(事由として新型コロナウイルスの記載があり、收受印のあるもの)の写しを提出してください。</p>
			3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し 共通書類にもありますが、提出してください	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
			4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可> 共通書類にもありますが、提出してください	<p>申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。</p> <p>提出した経営事項審査の総合評定値通知書(写)と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は一致する許可通知書(証明書)も添付してください。</p>
			5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し 共通書類にもありますが、提出してください	<p>・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの、受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。</p> <p>更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のあるもの)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の受理印のあるもの)の写しも提出してください。 電子申請により收受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の注釈 1をご参照ください。</p>
			6 資格情報を証明する書類の写し 共通書類にもありますが、提出してください	<p>【対象工事を希望する場合のみ対象】</p> <p>詳しくは、「建設工事」の受注希望工事に関する申請者の資格を確認してください(手引P6~7参照)。</p>

建設工事	査・計・調 測・量	土 持 管 理 施 設 維	書類名	摘要
-			7 申請事業所の写真・案内図(様式C-10)	【代理人を置く事業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】 写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚添付してください。白黒写真は不可とします。
			8 誓約書兼個別情報報告書(様式D-4)	2 を参照 申請業務にかかわらず、全ての方が提出してください。
-	-	-	9 資本関係・人的関係調書(様式C-13)	【建設工事のみ対象】 3 を参照 自社と資本関係・人的関係にある会社等で、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査申請(建設工事)を行った、又は行う予定のある他の会社がある場合は提出してください。
-	-	-	10 災害協定の協定書の写し又は災害協定締結団体加盟証明書(様式D-6)原本	・令和4年9月1日現在有効な災害協定を締結している事業者が対象です。 ・さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害協定を直接締結している場合は、協定書の写しを提出してください。 ・さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害協定を直接締結していないが、加盟している団体が締結している場合は、災害協定締結団体加盟証明書(様式D-6)の原本(証明日が申請日前3か月以内のもので現状を反映しているもの)を提出してください(詳細は、4 を参照)。
-	-	-	11 エコアクション21の認証・登録証の写し	申請日現在、一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21を認証されている事業者が対象です。 ISO14001を認証されていて共通書類としてその写しを提出している場合は、提出する必要はありません。
-	-	-	次のア～ウのいずれかの書類の写し ア さいたま市と締結している包括連携協定書 イ さいたま市SDGs認証企業認証書 ウ さいたま市健康経営企業認定証	申請日現在、次のいずれかに該当する事業者が対象です。 ア さいたま市と包括連携協定を締結している者 イ さいたま市SDGs認証企業として認証されている者 ウ さいたま市健康経営企業として認定されている者
-	-	-	13 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届(受理印のあるもの)の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し	【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】 申請日現在、次のいずれかに該当する事業者が対象です。 ア 従業員100人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者 イ 従業員101人以上の企業等で、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者 詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html) ・一般事業主行動計画策定の届出を提出する場合は、申請日現在、計画期間中である場合のみ対象です。
-	-	-	14 女性技術者又は若手技術者の資格者証、及び常勤していることがわかる書類の写し	【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】 ・建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者(実務経験のみによるものは除く。)になりうる女性技術者又は若手技術者(申請日現在35歳未満の者)が1人以上常勤している場合(従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。)が対象です。 ・監理技術者証、施工管理技士検定合格証明書等専任の技術者になりうるということがわかる書類を提出してください。 ・提出書類によっては申請する企業に在籍していることがわかる証(健康保険証等)の写しが必要な場合があります(健康保険証の写しを提出する場合は、6 を参照)。

建設工事	設計・測量	土木施設維持管理	書類名	摘要
-	-	15	CPDS / CPDで取得した単位数等がわかる証明書等の写し	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】</p> <p>・建設工事申請業種「土木」「建築」「電気」「管」「舗装」「造園」が対象です。 ・提出書類によっては申請する企業に在籍していることがわかる証(健康保険証等)の写しが必要な場合があります(健康保険証の写しを提出する場合は、6を参照)。 ・なお、提出書類の種類は以下のとおりです。</p> <p>「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」 継続学習制度(CPDS)学習履歴証明書の写し 「公益社団法人土木学会」 CPD記録登録証明書(継続教育記録登録証明書)の写し及び申請する企業に在籍していることがわかる証(健康保険証等)の写し 「建築CPD運営会議」 建築CPD実績証明書の写し 「造園CPD協議会」 造園CPD実施記録登録証明書の写し及び申請する企業に在籍していることがわかる証(健康保険証等)の写し</p> <p>～ については、 各証明書の証明及び履修期間が平成29年10月1日から令和4年9月30日の期間で取得したもの については、 証明期間が平成30年4月1日から令和4年9月30日の期間で取得したもの</p>
-	-	16	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定・変更届(受理印のあるもの)の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】</p> <p>申請日現在、次のいずれかに該当する事業者が対象です。 ア 従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者又は同法第12条の規定による認定を受けている者 イ 従業員101人以上の企業等で、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者</p> <p>詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html) ・一般事業主行動計画策定の届出を提出する場合は、申請日現在、計画期間中である場合のみ対象です。</p>
-	-	17	さいたま市消防団協力事業所表示証交付書の写し	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】</p> <p>・申請日現在、さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている事業者で、有効期限内である場合のみ対象です。 ・同要綱第10条第3項により認定の更新を受けている場合は、消防団協力事業所認定継続通知書の写しを提出してください。</p>
-	-	18	協力雇用主の登録に関する証明書原本	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】</p> <p>・申請日現在、法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録している事業者が対象です。 さいたま保護観察所以外の登録は対象外です。 発行日が申請日前3か月以内のもの 写しではなく原本を提出してください。</p>

10～18の書類について、組合等においては当該組合等として要件を満たしている場合のみ対象

【さいたま市提出書類】の問合せ先
さいたま市 財政局 契約管理部 契約課 契約管理係
TEL:048-829-1179 FAX:048-829-1986

1 【委任状・使用印鑑届(様式C-6)】について

(1) 委任状として使用する場合

ア 使用印鑑は次の3つのいずれかの方式で押印してください。

方式1 役職印(支店長印、営業所長印等の役職名が入った印を指す)での押印
役職印を使用する場合は、代理人役職名と同一の役職印を使用してください。
ただし、営業所長で申請し、印鑑の役職名が「所長」程度の差異であれば、可とします。
申請書に記載のある役職名が、印影から読み取ることができない役職印は使用できません。

方式2 社印(角印)と個人の認印の2つの印鑑を併用しての押印

方式3 個人の認印での押印(個人事業者のみ)

なお、スタンプタイプの簡易印鑑(シャチハタ等)は使用できません。

イ 代表者印は、実印を押印してください。

(2) 使用印鑑届として使用する場合

使用印鑑は次の4つのいずれかの方式で押印してください。

方式1 実印(代表者印)での押印

方式2 役職印(代表取締役印等の役職名が入った印を指す)での押印

役職印を使用する場合は、代表者役職名と同一の役職印を使用してください。
ただし、代表取締役社長で申請し、印鑑の役職名が「社長」程度の差異であれば可とします。
申請書に記載のある役職名が、印影から読み取ることができない役職印は使用できません。

方式3 社印(角印)と個人の認印の2つの印鑑を併用しての押印

方式4 個人の認印での押印(個人事業者のみ)

なお、スタンプタイプの簡易印鑑(シャチハタ等)は使用できません。

2 【誓約書兼個別情報報告書(様式D-4)】について

本店(主たる営業所)の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入してください。

「本店の郵便番号」は、「基本共通情報(様式B-1)」の「本店又は主たる営業所の所在地」に記載した所在地の郵便番号を記入してください。

また「外国資本の割合」は、資本金に占める外国資本の割合を記入してください。(小数点以下は切り捨ててください。)

「総従業員数」は、建設工事を申請する場合は【経営事項審査の総合評価値通知書】の審査基準日における人数、建設工事を申請しない場合は申請日における人数を記入してください。申請業種(業務)従事者だけでなく、支店等の従業員、販売等全ての常勤従業員数及び常勤の役員等の人数を記入してください。
常勤の代表取締役も1人と数えます。必ず1人以上の人数をご記入ください。

事業所の実態については、**申請事業所がさいたま市内にある場合のみ**記入してください。また、事業所等の形態は、申請事業所の現況に最も近いものを記入してください。

～ は、**建設工事を申請する場合にのみ、記入してください。**

さいたま市水道局の指定給水装置工事事業者となっている場合には「はい」に を、なっていない場合には「いいえ」に を記入してください。

申請業種について、業種ごとの会社全体の申請日現在の監理技術者の人数を記入してください。監理技術者の人数は「0人」の場合も必ず記入してください。未記入の場合は、「0人」とみなします。

「完成工事高合計」及び「技術職員数合計」は、今回の資格審査申請に用いる【経営事項審査の総合評価値通知書】の数値を記入してください。

- 1 防災協定締結の有無を、「経営事項審査の総合評価値通知書」から転記してください。

- 2 自社と資本関係・人的関係にある会社等で、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査申請(建設工事)を行った、又は行う予定のある他の会社がある場合は「はい」に を、いない場合は「いいえ」に を記入してください。また、「はい」に を記入した場合は、別紙「資本関係・人的関係調書(様式C-13)」に必要事項を記入のうえ提出してください。

- 3 次のア又はイのいずれかの書類を提出する場合は「する」に を、しない場合は「しない」に を記入してください。

さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と

ア 災害協定を直接締結している場合は協定書の写し

イ 災害協定を直接締結していないが、加盟している団体が締結している場合は、災害協定締結団体加盟証明書(様式D

- 6)の原本(申請日3か月以内のもので現状を反映しているもの)

なお、提出書類の対象となる災害協定は次のとおりです。

・ 「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」

・ 「災害時における復旧工事の協力に関する協定書」

・ 「災害時における電気設備の復旧に関する協定書」

・ さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で締結した上記に類似した協定等

- 4 エコアクション21の認証・登録証の写しを提出する場合は「する」に を、しない場合は「しない」に を記入してください。

- 5 次のア～ウのいずれかの書類を提出する場合は「する」に○を、しない場合は「しない」に を記入してください。
 ア さいたま市と締結している包括連携協定書の写し
 イ さいたま市SDGs認証企業認証書の写し
 ウ さいたま市健康経営企業認定証の写し
 - 6 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届(受理印のあるもの)の写し(従業員100人以下の企業等の場合のみ対象)又は同法第13条若しくは第15条の2に基づく認定を受けていることがわかるものの写しを提出する場合は「する」に を、しない場合は「しない」に を記入してください。
 - 7 女性技術者又は若手技術者(申請日現在35歳未満)の資格者証等、専任の技術者になりうる者であることがわかる書類及び常勤していることがわかる書類の写しを提出する場合は「する」に を、しない場合は「しない」に を記入してください。
 - 8 CPDS/CPDにおける単位取得の証明書の提出をする場合は「する」に を、しない場合は「しない」に を記入してください。また提出する場合は、取得した単位数等を証明書から転記してください。「公益社団法人土木学会」と「造園CPD協議会」から発行される証明書は、企業単位でなく技術者個人名での発行となるため、複数の技術者がいる場合は合計した取得単位数が申請企業の取得単位数となります。この場合は、申請日現在、申請する企業の社員であることの証(健康保険証等)の写しを併せて提出してください。
 なお、対象期間内のものであれば、証明期間の短いものでも可とします。
 例)証明期間が平成30年4月1日～令和4年3月31日 加点対象とする
 - 9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定届(受理印のあるもの)の写し(従業員100人以下の企業等の場合のみ対象)又は同法第9条若しくは第12条に基づく認定を受けていることがわかるものの写しを提出する場合は「する」に を、しない場合は「しない」に を記入してください。
 - 10 さいたま市消防団協力事業所表示証交付書の写しを提出する場合は「する」に を、しない場合は「しない」に を記入してください。
 - 11 協力雇用主の登録に関する証明書原本を提出する場合は「する」に を、しない場合は「しない」に を記入してください。
- 3 [資本関係・人的関係調書(様式C-13)]について
 自社と資本関係又は人的関係にある他社の令和5・6年度競争入札参加資格審査申請への申請状況を確認したうえで、関係のある他社の情報等を記入してください。
- ・ 本店又は主たる営業所の所在地、商号、代表者氏名を記入してください。
 - ・ 「1 資本関係に関する事項」については、自社から見て、「(1)会社法第2条第4号の規定による親会社」、「(2)会社法第2条第3号の規定による子会社」、「(3)(1)の記載による親会社と同じくする他の子会社」の情報をそれぞれ記入してください。
 - ・ 「2 人的関係に関する事項」については、自社の会社の役員が、他社の役員を兼ねている場合に、自社における役職及び氏名、関係する他社の商号・名称、本店所在地、他社における役職をそれぞれ記入してください。
- 「親会社」
 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会社法第2条第4号)
- 「子会社」
 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会社法第2条第3号)
- 「役員」
 「役員」とは次の者とする。
 ア 代表取締役
 イ 取締役(社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役は除く。)
 ウ 指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
 エ 法人格のある各種組合の理事等
 オ その他、名称が異なってもアからエのいずれかの職務権限等に該当する者
- その他「資本関係・人的関係にある会社等」についてはさいたま市ホームページを参照してください。
 「トップページ」>「事業者向けの情報」>「届出・手続き」>「入札・契約」>
 「お知らせ」>「契約課からのお知らせ(平成30年2月～令和4年3月)」>「建設工事等の入札制度について(平成30年2月～令和4年3月)」>「[お知らせ]資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限の運用見直しについて(令和2年5月1日更新)」
 (https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p095724.html)
- 4 [災害協定締結団体加盟証明書(様式D-6)]について
- ・ 本店又は主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入してください。
 - ・ 締結している災害協定について、を記入してください。記載してある協定以外の協定を締結している場合は、その他にを記入し、[]内に締結している協定名を記入してください。
 - ・ 加盟している団体から証明日、団体名の記入及び加盟団体名称の印影がある印鑑の押印を受けてください。
 - ・ なお、証明日は申請日前3か月以内のものとし、内容は現状を反映しているものに限りです。
- 5 提出書類間に相違がある場合は、[基本共通情報(様式B-1)]の内容に統一することがあります。
- 6 健康保険被保険者証(健康保険証)の写しを提出する場合は、個人情報保護の観点より、「保険者番号」及び「記号・番号」が見えないようにマスキング(黒塗り)のうえ提出してください。

設計・調査・測量の申請を希望される方へ

さいたま市では、申請業務「設計・調査・測量」において、【建築関連コンサルタント業務】を申請する場合は、申請事業所が建築士事務所登録されている必要があります。

また、【その他】の業務については受付しておりませんので、設計・調査・測量個別情報（様式C-3）の申請情報【その他】の資格審査申請の有無欄は「無し」にチェックを入れてください。

なお、【その他】に係る業務を希望される場合は、以下の表を参照の上、対応する業務区分に申請してください。

希望する業務	申請が必要な業務区分	備考
補償説明業務	【補償コンサルタント】	
登記業務	【測量】測量一般	様式C-3「その他の内容」欄に「登記業務」と記入してください。 なお、登記業務は土地家屋調査士事務所、土地家屋調査士法人、公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会が対象となります。（申請の手引P8参照）
上記以外の業務 （資料整備、計量証明、不動産鑑定等）	「業務委託（さいたま市独自受付）」	共同受付窓口では受付しておりません。 さいたま市独自受付の「業務委託」にてご申請ください。詳細はさいたま市ホームページをご確認ください。

審査結果について

審査の結果は、令和6年2月末頃に書面でお知らせします（さいたま市では競争入札参加資格申請受付システムの審査結果通知は使用しておりません）。入札参加申請時等に、提出を求められる場合がありますので、大切に保管してください。